

栃木県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要領

1 目的

児童福祉法（昭和 22 年法律 164）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業により実施する事業所に勤務又は勤務を希望する者で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる知識や技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修の実施について定める。

2 対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者であって、放課後児童健全育成事業により実施する県内の事業所に勤務する者又は県内に居住する者とする。

3 受講者の申し込み

(1) 放課後児童健全育成事業により実施する県内の事業所に勤務する者

- ① 受講希望者は、栃木県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書（様式第 1 号）（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記載し、事業所の管理者に提出する。
- ② 管理者は、受講希望者を取りまとめの上、事業所を所管する市町村の放課後児童健全育成事業担当課長（以下「担当課長」という。）あて、受講申込書により推薦する。
- ③ 推薦書の提出を受けた担当課長は、基準第 10 条第 3 項の各号にいずれかに該当する者であることを確認の上、栃木県放課後児童支援員認定資格研修受講者推薦書（様式第 2 号）により栃木県保健福祉部こども政策課長あて推薦する。

(2) 県内に居住する者

- ① 受講希望者は、受講申込書に必要事項を記載し、居住地の市町村の担当課長あて申し込みを行う。
- ② 担当課長は、基準第 10 条第 3 項の各号にいずれかに該当する者であることを確認の上、栃木県放課後児童支援員認定資格研修受講者推薦書（様式第 2 号）により栃木県保健福祉部こども政策課長あて推薦する。

4 受講者の決定

栃木県保健福祉部こども政策課長は、前条の推薦者の中から研修受講者を決定する。

5 期間

受講回に、原則第 6 条に定める 16 科目、計 24 時間を受講するものとする。

6 実施科目

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（90 分×3）

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

- (2) 子どもを理解するための基礎知識 (90分×4)
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 (90分×3)
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- (4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 (90分×2)
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
- (5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 (90分×2)
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
- (6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能 (90分×2)
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

7 修了の認定・修了証の交付

- (1) 放課後児童支援員認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕(様式第3号)を知事名で交付する。
- (2) 受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第4号)を知事名で交付する。
- (3) 放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。期限の切れた科目については、再度受講をすることとする。

8 修了証の再交付等

- (1) 認定を受けた者は、栃木県放課後支援員認定者名簿(以下「認定者名簿」という。)に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じた場合は、栃木県放課後児童支援員認定者名簿記載内容変更届(様式第5号)により届け出るものとする。
また、氏名に変更が生じた場合は、栃木県放課後児童支援員修了証再交付申請書(様式第6号)も併せて提出するものとし、県は修了証の再交付等の手続きを行うものとする。
- (2) 認定を受けた者は、修了証を紛失又は汚損した場合は、栃木県放課後児童支援員修了証再交付申請書(様式第6号)により届け出るものとし、県は修了証の再交付の手続き

を行うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、放課後児童支援員認定資格研修の実施に関して必要な事項は、「職員資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添 7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の I の規定に基づくほか、こども政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、7 (3) については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日からの適用とする。

【様式第1号】

栃木県放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書

年 度		受講を希望する回	第	回	申 込 日	令和	年	月	日		
受講者	氏 名	ふりがな			生年月日	昭和 ・ 平成					
						年 月 日					
	住 所	〒									
連 絡 先	電話番号										
	メールアドレス										
所 属 ク ラ ブ	名 称	※ 現在所属する放課後児童クラブについて、必ず記入してください。									
	住 所	〒									
	連 絡 先	電話番号									
ファックス											
受 講 資 格	※ 裏面を参照し、該当号にチェックをしてください。 ※ 一部科目修了者は、前回申込時の該当号にチェックをしてください。										
		<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 3号	<input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 5号					
		<input type="checkbox"/> 6号	<input type="checkbox"/> 7号	<input type="checkbox"/> 8号	<input type="checkbox"/> 9号	<input type="checkbox"/> 10号					
一 部 科 目 修 了 者	修了年度	年度			一部科目修了証の番号	第 号					
	※ 一部科目修了者は、必ず記入してください。	修了科目				今回の受講科目					
(※ 市町記入欄) 市町の証明	上記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第9号及び10号に基づく受講資格を有する事を証明する。 令和 年 月 日										
※ 受講資格が「9号」「10号」の場合は、市町の証明をお願いします。									印		

※ 太枠内を御記入ください。申込書に記入していただいた情報は、本研修に関することに使用するほか、認定資格者情報の厚生労働省への報告及び都道府県間の相互の利用・提供のためのみに使用します。

< 受講資格確認書類 >

※ 該当する受講資格及び提出する確認書類の「□」欄をチェックしてください。

※ 確認書類として、実務経験証明書は原本、その他は写しを提出してください。
(申込書と確認書類の姓が異なる場合は、戸籍抄本等の公的書類の写しを添付してください。)

※ 一部科目修了者は、一部科目修了証の写しのみ提出してください。

受講資格	該当者	確認書類(実務経験証明書以外は写し)	免除科目
<input type="checkbox"/> 1号	保育士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 保育士(保母)資格証明書 <input type="checkbox"/> 指定保育士養成施設卒業証明書 <input type="checkbox"/> 保育士養成課程修了証明書 <input type="checkbox"/> 保育士試験合格通知書 <input type="checkbox"/> 保育士証	い づ つ れ か ④・⑤ ⑥・⑦
<input type="checkbox"/> 2号	社会福祉士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 社会福祉士試験合格通知書 <input type="checkbox"/> 社会福祉士登録証	い づ つ れ か ⑥・⑦
<input type="checkbox"/> 3号	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という)であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 + <input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	い づ つ れ か
<input type="checkbox"/> 4号	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者	<input type="checkbox"/> 教育職員免許状 <input type="checkbox"/> 教育職員免許状授与証明書	い づ つ れ か ④・⑤
<input type="checkbox"/> 5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書	い づ つ れ か
<input type="checkbox"/> 6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	<input type="checkbox"/> 大学院入学許可書等	
<input type="checkbox"/> 7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 修了証明書等	
<input type="checkbox"/> 8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 (外国語の場合 翻訳を添付) <input type="checkbox"/> 卒業証明書 (")	い づ つ れ か
<input type="checkbox"/> 9号	高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 + <input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	い づ つ れ か
<input type="checkbox"/> 10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	<input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	
<input type="checkbox"/> 一部修了	<input type="checkbox"/> 一部科目修了者	<input type="checkbox"/> 一部科目修了証	受講済の科目

【様式第 3 号一①】（用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型）

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

栃木県知事 ○ ○ ○ ○

【様式第 3 号一②】

第○○○○○○○○号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)
第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したこ
とを証明する。

修了年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

栃木県知事 ○○ ○○

【様式第 4 号】（用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型）

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○ 研修科目名

（有効期限 令和〇(〇〇〇〇)年〇月〇日）

年 月 日

栃木県知事 ○ ○ ○ ○

(様式第5号)

栃木県放課後児童支援員認定者名簿記載内容変更届

栃木県知事 様

令和 年 月 日

[届出者]

住 所	〒
(ふりがな)	
氏 名	印
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日
連絡先	
修了証番号 又は研修終了年度	

栃木県放課後児童支援員認定者名簿の登録情報に変更がありましたので、下記のとおり届出します。また、個人情報の取り扱いについて同意します。

記

項目	変更前	変更後
ふりがな 氏 名		
住 所	〒	〒
連絡先		
その他		

【添付書類】

- 放課後児童支援員認定資格研修修了証（写し）
ただし、氏名変更の場合は原本（A4サイズ、携帯用の両方）
- 変更内容が確認できる公的機関発行の証明書（戸籍個人証明書事項証明書、住民票の写しなど）

※個人情報の取り扱いについて

- 本申込書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報及び資格認定に関する記録は、栃木県において放課後児童支援員認定資格研修に関する業務とこれらに付随する業務を行うために使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方公共団体間の相互の利用・提供のために使用します。

上記の業務は、その一部の業務を栃木県より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行います。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要な事項に限り、記載いただいた個人情報の全部または一部を提供します。

- (2) 個人情報は、上記以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

(様式第6号)

栃木県放課後児童支援員認定資格研修修了証再交付申請書

栃木県知事 様

令和 年 月 日

[届出者]

住 所	〒
(ふりがな)	
氏 名	印
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日
連絡先	
修了証番号 又は研修終了年度	

栃木県放課後児童支援員認定資格研修修了証を再発行していただきたく、下記のとおり申請します。

記

理 由	再交付が必要な修了証	同封書類
<input type="checkbox"/> 氏名変更	<input type="checkbox"/> ①修了証	・栃木県放課後児童支援員認定者名簿記載内容変更届 ・現在の修了証 (原本)
	<input type="checkbox"/> ②修了証 (携帯用)	
	<input type="checkbox"/> ③一部科目修了証	
<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> ①修了証	・本人確認ができる公的機関発行 証明書 (運転免許証、住民票の写しなど) 【①、②のどちらか一方の再交付申請の場合】 ・もう一方の修了書の写し
	<input type="checkbox"/> ②修了証 (携帯用)	
	<input type="checkbox"/> ③一部科目修了証	
<input type="checkbox"/> 汚損	<input type="checkbox"/> ①修了証	・汚損した修了証 (原本)
	<input type="checkbox"/> ②修了証 (携帯用)	
	<input type="checkbox"/> ③一部科目修了証	

※該当箇所に☑してください。

【注意事項】

いずれの場合でも、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ・「②修了証 (携帯用)」の再発行の場合：84 円切手を貼った定形封筒
- ・「①修了証」「③一部科目修了証」の再発行の場合：120 円切手を貼った角形2号封筒